青少年育成センター通信　№１５９

うえのはら

令　和　２　年　９　月　号

霧島市立青少年育成センター
霧島市隼人町内山田一丁目12-25
TEL・FAX　　４３－４０５７

ヘルメット着用の徹底を！

青少年育成センターの主たる活動の一つが巡回補導活動。この夏休み中の巡回補導で特に気になったのが、ヘルメット未着用で自転車に乗っている子どもたちが目立った点です。

中でも、中学生ではないかと思われる子たちがノーヘルメットで自転車に乗車している姿をよく見かけました。しかし、私服姿からは中学生なのか高校生なのかの見分けがつかず、ヘルメット着用指導をためらう場面が多くありました。

さて、下記は今から１２年ほど前、ある学校に勤務していたときの実話です。

休日の午後、自転車遊びをしていた小学３年生の男児が下り坂のカーブ付近で勢い余って対向してきた乗用車と正面衝突。現場にかけつけた救急隊員は、内臓破裂の疑いがあり緊急を要すると判断し、救急用ヘリコプターによる鹿児島市立病院への搬送を要請しました。

判断がすばやく処置が適切であったことから一命をとりとめ、４か月の入院を経て、その後、無事学校生活に復帰することができました。

事故から半月ほど後、お見舞いに伺った際、この保護者から事故の詳細について伺いました。

内臓破裂の重大事故で、衝突の反動で道路に強く頭を打ち付けたそうですが、幸いなことにヘルメットを着用していたため、脳に異常はなかったそうです。最悪の事態を免れ、後遺症も残らないだろうという診断を受けた父親は、

「ヘルメットをしていなかったら、息子は確実に死んでましたよ。」

と、心底ほっとされたように話してくださいました。

「もし、あのときヘルメットをしていなかったら･･･」と考えると、当事者でなくてもぞっとします。

道路交通法には、「幼児および児童に対するヘルメットの着用努力義務」（第 63 条の 10）が明記されており、平成２９年１０月に制定された「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」でも、小中学生が自転車に乗る場合、ヘルメット着用が義務付けられました。

にもかかわらず、最近ノーヘルメットで自転車に乗っている子どもたちが目立ってきています。

去る８月１２日の南日本新聞にも「自転車ヘルメットの着用率、全国 11%、鹿児島 13%」という右記のような記事が掲載されています。

自転車ヘルメット着用率
全国11%、鹿児島13%
民間調べ

自転車に乗る際のヘルメット着用について市民団体が全国調査したところ、13歳未満の着用率は63・1%だった一方、全体では11・2%にとどまることが11日、分かった。都道府県別では、県条例で着用努力義務を定める愛媛が29%で首位、長崎26%、鳥取18%と続いた。鹿児島は13%で13位だった。

着用の啓発活動を行っている「自転車ヘルメット委員会」が7月、調査会社に依頼しインターネットを使って実施した。1都道府県当たり100人以上とし、15～79歳の5229人を対象にした。着用率は同居する家族についても調べ、1～89歳の9971人に関するデータを得た。

「自転車死亡事故の死因の半数以上は頭部損傷」を知っていた人も約3割にとどまった。他の年代では13～19歳が多いを足して集計。が18・8%、20代以上は全て10%未満で、70代が4・2%と最低だった。

13歳未満は道交法で着用が努力義務となっているが、この規定を知っていた13歳未満の保護者は約3割。

「かぶる」と「かぶること」

警察庁の調べによると、子どもの交通事故の６割程度が自転車乗車中であり、自転車事故によって、亡くなった方の約 ６ 割が頭部に致命傷を負っていたそうです。

特に、注目したいのは、自転車乗用中事故では小学６年生から中学１年生で死傷者数が倍増、中学３年生から高校 １ 年生で死傷者数が約３倍に増加し、高校１年生が死者・死傷者数ともに最多となっている点です。

未来ある子どもたちの大切な命を守るため、今一度、家庭、学校、地域が連携し、自転車乗車の際はヘルメットを着用するよう指導を徹底していきたいものです。